

令和4年（行ウ）第22号

原告 江本浩二 外58名

被告 沼津市長 頼重秀一

訴えの変更申立書

2023（令和5）年8月15日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹俊之

同 石井光太

同 近藤麻衣

頭書事件について、原告は、下記のとおり訴えの変更を申し立てる。

記

第1 訴えの変更

令和5年3月15日付訴状訂正の申立書「第2 請求の趣旨の訂正について」第1項を以下のとおり訂正する。

- 1 被告は、頼重秀一に対し、金9488万4048円及びこれに対する2022（令和4）年5月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を沼津市へ支払うよう請求せよ

第2 訴え変更の理由

- 1 差止対象となる公金が既に支出されていること
原告は、令和4年度の予算として議決された沼津市の「中間処理整備事業費」

1億300万円（以下「本件予算」という。）について、本件訴訟で公金支出の差し止めを求めたが、令和5年5月18日付被告の答弁書において、本件予算は既に執行済みである旨の主張及び乙第1号証及び同2号証において、支出調書の提示及びその金額が総額9488万4048円であることが判明した。

よって、本件公金支出差止訴訟については、対象となる本件予算が既に支出済みであることが確認できたため、支出された公金相当額について、地方自治法242条の2第1項4号の損害賠償請求に訴え変更を申し立てる。

2 本件財務会計行為について

被告が本件予算の執行として証拠提出を行った乙第1号証の各支出調書記載の「支出負担行為内容」が支出負担行為であり、支出調書記載の「支出命令額」記載の各金額について、支出調書によって決裁を経ることが支出命令行為である。

3 本件財務会計行為の違法性

違法性については、既に公金支出差止事件として訴状訂正申立書で主張したものと同様である。

4 沼津市が被った損害

本件予算の議決を経て、実際に令和4年度の予算として支出されている乙第1号証の支出調書の総額9488万4048円が沼津市が被った損害である。

5 市長の当該職員該当性

地方自治法242条の2第1項4号の損害賠償請求の名宛人となる「当該職員」について、最高裁昭和62年4月10日判決では「当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者を広く意味し」としているところ、予算の執行は普通地方公共団体の長が本来的権限者であるから（地方自治法149条2号）、沼津市長である頼重秀一氏は「当該職員」に該当する。

6 市長の故意・過失

本件の各財務会計行為は全て本件予算に基づくものであり、本件予算は沼津市の新中間処理施設事業のための事業費である。

本件訴訟は上記新中間処理施設事業そのものが違法であることを理由とするものであり、沼津市長は新中間処理施設事業について市長として先頭にたって推し進めているものである。したがって、本件財務会計行為が違法である場合には、当然財務会計行為について故意が認められる。

以上